

ちゅうとく訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会が開設するちゅうとく訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護・介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が（以下「看護師等」という。）、指定訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護者又は要支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第3条 ステーションは、この事業の運営を行い主治医の訪問看護指示書（以下「指示書」という。）に基づく適切な訪問看護の提供を行う。
ステーションは、訪問看護の提供をするにあたっては、ステーションの保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）によって、訪問看護を行うものとし、第三者への委託によって行ってはならない。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名称 ちゅうとく訪問看護ステーション
- 二 所在地 沖縄県沖縄市安慶田3-11-30 ソフィアクリニック内 1階

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師1名（常勤）
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- 二 看護師等 看護職員 2.5名以上（常勤換算）
看護師等は、指定訪問看護の提供に当たるものとし、准看護師を除き、訪問看護計書及び訪問看護報告書を作成するものとする。
- 三 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：適当数※必要に応じて雇用する。
看護職員の代わりに看護業務の一環としてのリハビリテーションを担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び12月31日から1月3日までを除く。（休日は必要に応じて訪問する）
- 二 営業時間 8時30分から17時までとする。
- 三 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 褥創の予防・処置
- 三 リハビリテーション
- 四 ターミナルケア
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導
- 七 カテーテル等の管理
- 八 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 九 食事及び排泄等日常生活の世話
- 十 その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第8条 指定訪問看護にかかる利用料その他費用の額については、次のとおりとする。

- 一 指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。
- 二 死後の処置料は、12,000円とする。
- 三 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、沖縄市、北中城村、中城村、北谷町、宜野湾市(普天間・新城)、うるま市(宮里・喜仲・江洲)

(緊急時等における対応方法)

- 第10条 看護師等は、訪問看護を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第11条 サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに家族及び市町村等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合にはこの限りではない。

(高齢者虐待の通報)

第12条 「高齢者虐待(疑い)の防止高齢者の療養者に対する支援等に関する法律」第7条に規定する通報について、高齢者虐待を発見した場合は速やかに市町村へ通報するよう努める。

虐待防止に関する事項

- 一 当事業所では虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止委員会」を設置し定期的な研修を実施しその結果を看護職員その他の従業者へ周知徹底を図る。
- 二 当事業所では「高齢者虐待防止のための指針」を整備している。

- 三 当事業者において看護職員その他の従業者に対して虐待防止のための研修を年1回以上実施する
- 四 「高齢者虐待防止委員会」の措置を適切に実施するための担当を看護管理者が行う。

(その他運営についての留意事項)

- 第13条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け又、業務体制を整備する。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人 徳洲会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規定は 平成31年4月1日から施行する。
この規定は 令和3年10月1日から施行する。
この規定は 令和3年11月1日から施行する。
この規定は 令和6年6月1日から施行する。